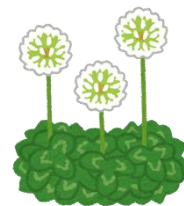


## ～今週の助成金コラム(第2回)～



### 「雇用調整助成金」が変わりました !!

平素より労働安定行政につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

今回の「今週の助成金コラム」は、コロナ禍で注目された「雇用調整助成金」について令和6年4月に制度の見直しが行われたため、どのような点が変わったのかについてお知らせします。

#### 1. 「雇用調整助成金」とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業や教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。教育訓練を実施した場合は教育訓練費が加算されます。

#### 2. 変更の内容

##### (1) 助成率と教育訓練加算額の見直し

在職者に対するリ・スキリングの支援を強化する観点から教育訓練による雇用調整を選択しやすくするように以下の見直しをするものです。

(※令和6年4月1日以降に開始する対象期間から適用)

##### 見直し前

助成率	教育訓練加算額
2 / 3 ( 1 / 2 )	1,200円

※ ( ) 内は中小事業主以外の助成率

##### 見直し後

累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間までは見直し前と同様です。

累計の**支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間から**は以下のとおりとなります。

教育訓練実施率	助成率	教育訓練加算額
1/10未満	<b>1 / 2 ( 1 / 4 )</b>	1,200円
1/10以上1/5未満	2 / 3 ( 1 / 2 )	
1/5以上	2 / 3 ( 1 / 2 )	<b>1,800円</b>

##### (2) 支給申請時に必要な提出書類の追加 (下記の書類が追加で必要となりました)

(※令和6年4月1日以降の日を初日とする判定基礎期間から適用)

【対象期間中、初回の判定基礎期間分のみ】

- ① 源泉所得税の直近の納付を確認できる書類(写し)
- ② 判定基礎期間における支給対象労働者全員分の源泉徴収簿

【初回を含むすべての判定基礎期間分】

- ③ 給与振り込みを確認できる書類(写し)

詳しくは厚生労働省ホームページへ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_20200515.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html)